

市内障害福祉サービス等事業所 各位

浜松市障害保健福祉課長 久保田 尚宏

医療連携体制加算の適切な算定について（通知）

日ごろより、本市の障害福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、医療連携体制加算は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）の規定に基づき算定されているところです。

しかし、昨今、当加算の算定に関する問い合わせが急増しているため、当加算の目的を今一度ご確認いただき、下記のとおり適切な加算の算定をお願いいたします。

記

- 1 利用者ごとに、原則として利用者の状態を把握している主治医から看護の提供等に
係る指導に関する指示（以下、指示という。）を受けること。
- 2 主治医ではない医師が指示した内容について、事業所は主治医に確認及び承認を得
ること。
※主治医ではない医師が指示した場合、その理由を市で確認する。「市内の医療機関
等が多忙であるため」といった理由である場合は、医療機関名やその事実を確認し
た日時等の具体的な記録を示すこと。
- 3 加算の算定の根拠となる文書を事業所に保管すること。
- 4 看護職員による見守りやメンタルヘルスケア等については、看護上の必要性が明確
にかつ具体的に医師から指示されている場合に算定できるものとする。
- 5 個別支援計画へ看護や医療的ケアの必要性及びその内容について記載されているこ
と。
- 6 加算の算定とする対象者は、原則、主治医が看護等を必要と判断した利用者であり、
事業所の利用者全員に対し、一律に算定するものではないこと。
※上記について、実地指導等において加算の算定要件が確認できなかった場合は、市
は障害福祉サービス等事業所に対して報酬返還を求める場合があります。

担当

浜松市障害保健福祉課指導グループ

Tel : 053-457-2860